

令和5年度 区長業務説明



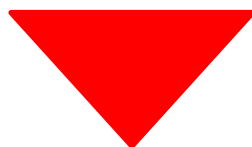
令和5年5月28日（日）

本日のご説明内容

- 自治会・町内会と市との関係
 - ・ 自治会への業務委託
- 自治会・町内会と他組織との関係
 - ・ 市内の状況
 - ・ 守谷市自治会連絡協議会
 - ・ まちづくり協議会
- 市からの支援・補助事業

■自治会・町内会と市の関係

市は、各自治会・町内会から選出された方を、連絡員（区長）として委嘱しています。



区長には、地域住民と行政との連絡調整役をお願いしております。

⇒ハンドブック4頁

自治会への業務委託

「守谷市自治会業務委託要綱」に基づき、市と自治会・町内会が業務委託契約を締結し、主に①～④の業務を委託しております。

- ① 文書等の配布、回覧
- ② 自治会・町内会から市への質問、要望などのとりまとめ
- ③ 募金のとりまとめ
- ④ 地区内の調査

① 文書等の配布、回覧について

◆ 毎月10日に各自治会・町内会にお届けいたします。

※配布日が休日の場合は、その直前の平日に配布。

◆ 転入や転出等により配布部数に変更があった場合は、市民協働推進課へご連絡ください。

※変更の連絡は配布日の2～3日前までにはご連絡ください。

② 質問、要望などのとりまとめ

◆市への要望やご相談は、いつでもお受けしておりますので、各担当課・市民協働推進課・地域担当職員にご相談ください。

※地域担当職員は、6月上旬に区長宛の文書にてお知らせする予定です。

業務委託料について

- ◆業務委託料は、守谷市が自治会・町内会に委託していることに対して支払われるものです。
- ◆基本割額：5,000円
- ◆世帯割額：1,500円/1世帯

※3月1日現在の文書配布世帯数を基準に算出

⇒ハンドブック30頁

業務委託料（留意点）

- ◆年1回3月下旬に、自治会名義へ口座振込支払い。
- ◆使用用途は自治会・町内会において十分に協議のうえ、有効に活用してください。
- ◆各自治会・町内会の予算決算に明記し、わかりやすい会計管理に努めてください。

■守谷市内の自治会・町内会

◆市内自治会数：158自治会

◆自治会加入率：約64%

※約19,000世帯が加入

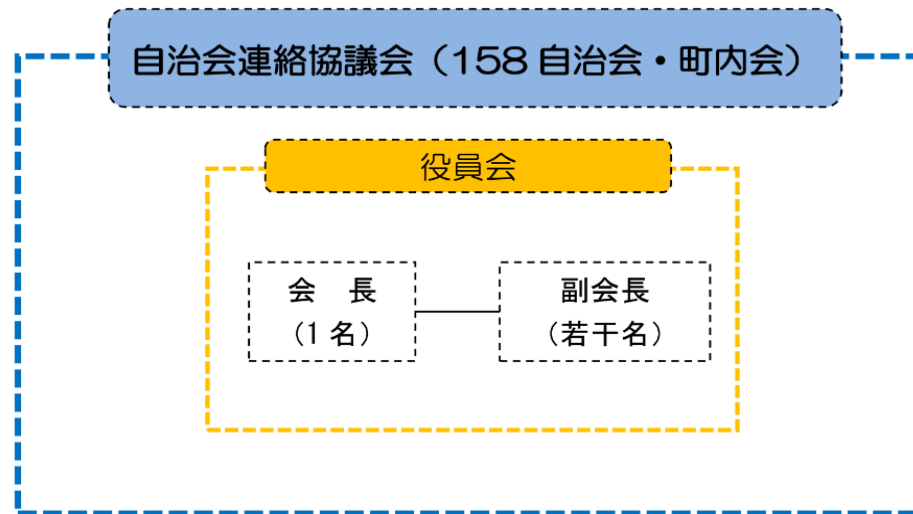
⇒ハンドブック5頁

守谷市自治会連絡協議会

- ◆構成：全区長
- ◆目的：自治会・町内会相互の情報交換等

【守谷市自治会連絡協議会組織図】

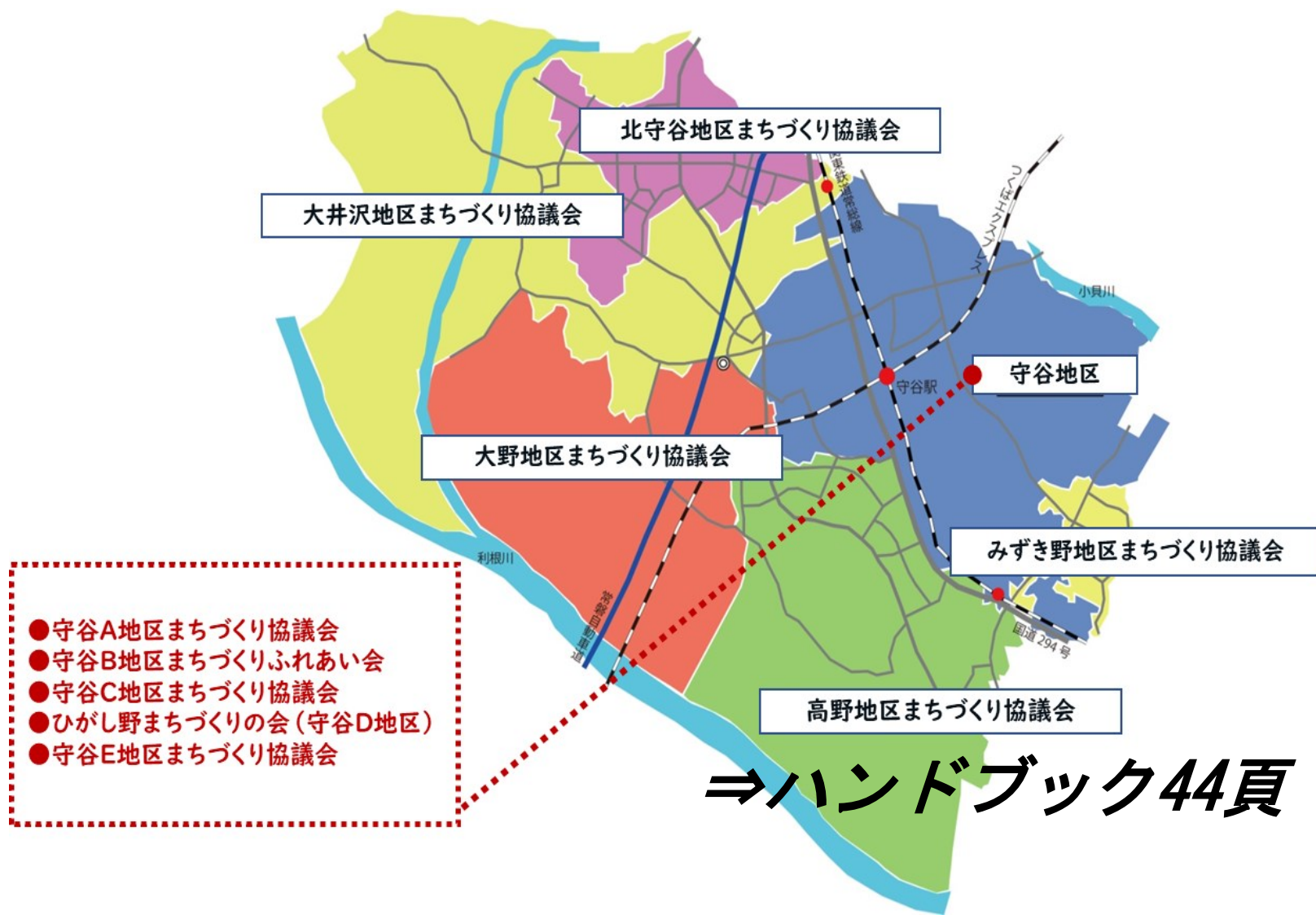
令和 2 年 12 月 21 日発足



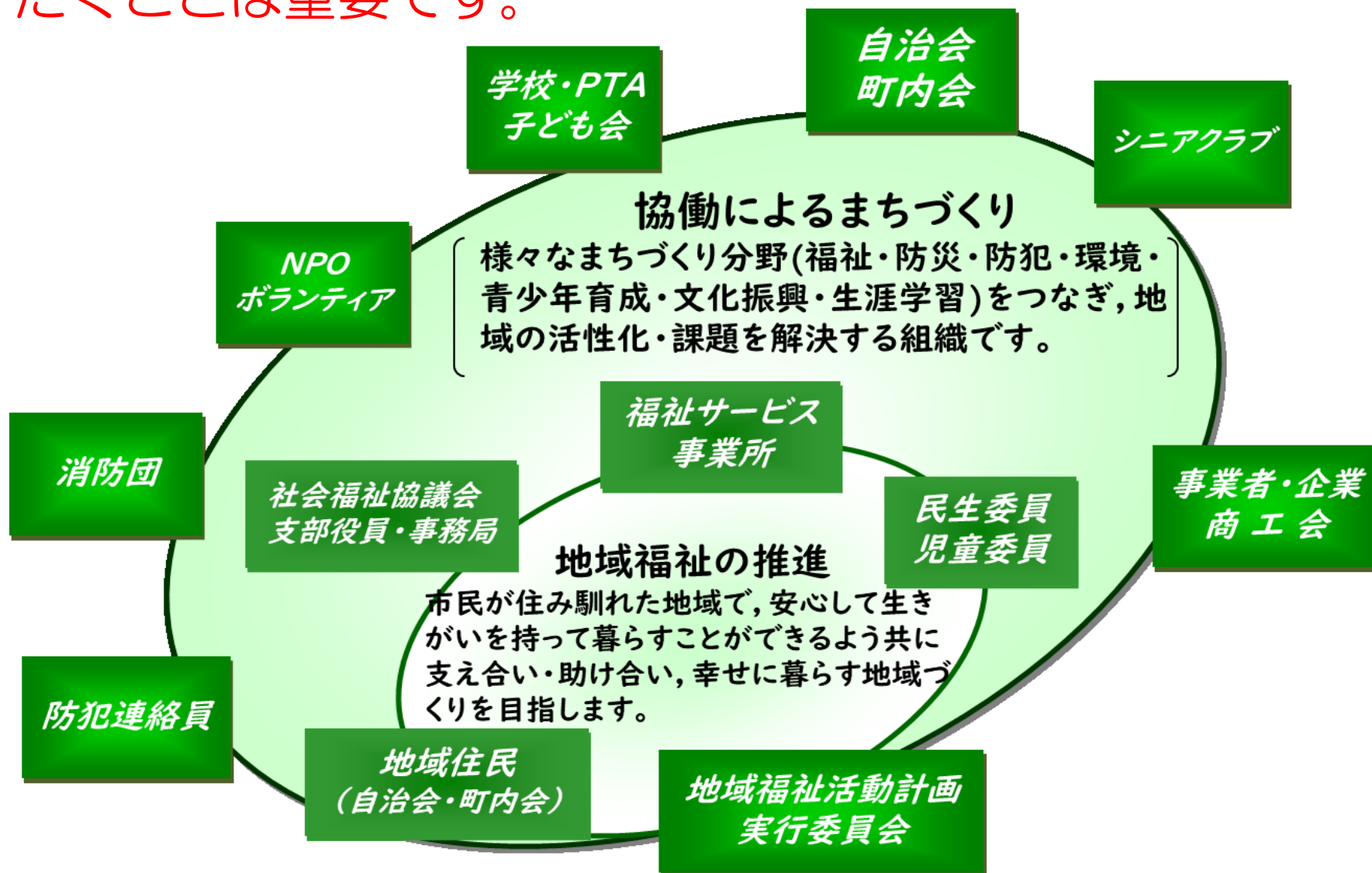
※本日、役員の選任を行います。

■まちづくり協議会

市内全域（10地区）に「まちづくり協議会」が設立し、様々な活動（地域の活性化や課題解決）が展開されています。



まちづくり協議会は、様々な団体がつながり設立し、活動しています。特に自治会・町内会の皆様に参画いただくことは重要です。



■市の支援・補助事業

協働のまちづくり推進活動助成金

地域住民による作業に使用した燃料代・飲食代や、防災訓練の実施に対する助成です。

◆概ね2時間以上の時間を要する作業で、公益上必要であると認められる作業

◆地域住民による防災訓練
⇒ハンドブック34頁

草刈り等資機材の貸出し

住民活動の一環として樹木剪定や草刈りなどを実施する場合に、資機材を貸し出します。

- ◆エンジン芝刈機
- ◆エンジン刈払機
- ◆熊手など

⇒ハンドブック38頁

市公用車の貸出し

市の公用車を貸し出します。

- ◆市内の防犯パトロール。
- ◆市内の道路、河川、公園、学校などの公共施設等の美化、清掃活動。
- ◆市内開催のスポーツ大会、イベント等で使用するもので、市等で貸し出す備品等の運搬。

⇒ハンドブック39頁

その他ご不明な点は、

- ◆各担当課
- ◆市民協働推進課
- ◆地域担当職員

へご連絡下さい。



⇒ハンドブック46頁

皆様、1年間よろしくお願いします。

